

●香川県告示第575号

香川県中小企業等協同組合法施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年12月26日

香川県知事 真鍋武紀

香川県中小企業等協同組合法施行規程の一部を改正する規程

香川県中小企業等協同組合法施行規程（平成19年香川県告示第426号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(出資金、準備金等の計算) 第8条 規則第149条第1項第4号の行政庁が定める率は、100分の90（特定共済組合（法第9条の2第7項に規定する特定共済組合をいう。）及び特定共済組合連合会（法第9条の9第4項に規定する特定共済組合連合会をいう。）（以下「特定共済組合等」という。）が有するその他有価証券（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第8条第22項に規定するその他有価証券をいう。以下同じ。）の貸借対照表計上額の合計額が帳簿価額の合計額を下回る場合には、100分の100）とする。 2・3 略	(出資金、準備金等の計算) 第8条 規則第149条第1項第4号の行政庁が定める率は、100分の90（特定共済組合（法第9条の2第7項に規定する特定共済組合をいう。）及び特定共済組合連合会（法第9条の9第4項に規定する特定共済組合連合会をいう。）（以下「特定共済組合等」という。）が有するその他有価証券（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第8条第21項に規定するその他有価証券をいう。以下同じ。）の貸借対照表計上額の合計額が帳簿価額の合計額を下回る場合には、100分の100）とする。 2・3 略
別表第3（第10条関係） 略 備考 1・2 略 3 邦貨建債券のうち、財務諸表等規則第8条第21項に規定するものは除く。	別表第3（第10条関係） 略 備考 1・2 略 3 邦貨建債券のうち、財務諸表等規則第8条第20項に規定するものは除く。

附 則

この規程は、平成20年12月26日から施行する。